

【 手術 】

640 内視鏡的膵管ステント留置術時の胆道ステントセットの算定について

《令和7年7月31日》

○ 取扱い

K708-3内視鏡的膵管ステント留置術時の胆道ステントセットの算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

034胆道ステントセットは、厚生労働省通知[※]「胆管狭窄部に対し、胆管の拡張又は管腔の維持を目的に、経皮的又は経内視鏡的に胆管内に留置して使用するステント（ガイドワイヤ及びダイレーターを含む。）である」と示されている。

内視鏡的膵管ステント留置術は、主膵管狭窄に伴う膵液流出障害を解除することにより、慢性膵炎の軽減、膵機能の改善、膵石の治療や再発防止などを目的に実施されるが、その際の胆道ステントセットの算定は上記通知より適応外と考えられる。

以上のことから、K708-3内視鏡的膵管ステント留置術時の胆道ステントセットの算定は、原則として認められないと判断した。

（※）特定保険医療材料の定義について